

○中能登町耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

令和7年12月26日

告示第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、耐震シェルターとは地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るために原則として住宅の1階部分に耐震性の高い空間を確保する装置で、国、地方公共団体、公的試験機関等により一定の評価を受けたもので町長が認めるものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 本町の区域内にある木造住宅（戸建て住宅）で、階段が2階以下の住宅
- (2) この要綱による補助金の交付を受けていない住宅
- (3) 中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（令和5年中能登町告示第54号）又は中能登町住宅耐震化事業補助金交付要綱（令和6年中能登町告示第63号）に基づく補助金の耐震改修工事の交付を受けていない住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町の区域内に住宅を所有する者（所有する予定の者を含む）で、現に居住している者（居住する予定の者を含む）
- (2) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入（世帯所得月額）が214,000円を超えない世帯の居住者
- (3) 町税を滞納していない者

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、耐震シェルターの設置に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、補助金の限度額は100万円とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、中能登町耐震シェルター設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、中能登町耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更決定）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の申請書又は当該申請書に添付した書類の内容を変更するとき又は事業の全部を中止しようとするときは、中能登町耐震シェルター設置事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第3号）に変更後の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、変更又は中止の承認の可否を決定し、中能登町耐震シェルター設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、速やかに中能登町耐震シェルター設置事業補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補

助金の額を確定したときは、中能登町耐震シェルター設置事業補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第11条 交付決定者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに中能登町耐震シェルター設置事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（代理受領）

第12条 交付決定者は前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、耐震シェルターの施工者（以下「施工者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、交付決定者が当該補助事業に係る総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、施工者に対して支払っている場合は、当該事業に係る補助について代理受領できないものとする。

- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、補助金額の確定後に補助金交付請求書（代理受領）（様式第8号）並びに請求及び受領に関する委任状（様式第9号）を添えて町長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による交付があったときは、交付決定者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（報告、調査及び検査）

第13条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をることができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに第6条の規定により行われた申請に対するこの告示の適用については、同日後もなおその効力を有する。

